

高齢者虐待防止のための指針

グループホーム暖らん

1. 基本方針

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努める。施設内における高齢者虐待を防止するために職員へ研修を実施する。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会の設置、及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（以下「委員会」という）を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

(1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。

(2) 委員会の委員長は、管理者が務める。

(3) 委員会の委員は、法人理事長、介護支援専門員1名、主任介護士1名、委員長が指名する介護士1名とする。

(4) 委員会は年2回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。その結果を職員に周知する。

(5) 委員会の審議事項

- 基本理念、行動規範等の職員への周知に関する事。
- 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事。
- 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる体制構築に関する事。
- 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関する事。
- 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関する事。
- 虐待発見時の対応に関する事。
- その他人権侵害、虐待防止に関する事。

4. 虐待防止に関する責務等

(1) 虐待防止に関する統括は理事長が行い、責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及するための職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また責任者は虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

5. 虐待またはそれにつながる「不適切ケア」の早期発見のために

(1) 虐待の早期発見または不適切なケアへの対応

虐待事案は、明らかな虐待と認識されるか、または虐待を裏付ける具体的な証拠が確認されなくとも、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が行われることが重要である。

虐待が行われる前段階またはその周辺においては、虐待のグレーゾーンに属するような「不適切なケア」が存在する。責任者、職員等は平素から「不適切なケア」の早期発見とその対応、改善に努めることが必要である。

(2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること。また、被害者のプライバシー保護を前提としながらも、対外的な説明責任を果たすなど、速やかに組織的な対応を図るとともに、行政に通報、相談しなければならない。その上で発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めなければならない。

6. 職員等が留意すべき事項

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることとなる問題であることを十分に認識し、以下の事項に留意すること。

- 当法人の基本理念に則り、常に利用者の人格を最大限に尊重すること。
- 利用者の支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動に心掛けること。
- 今行っている利用者へのケアや言動が、利用者の尊厳を損なうものではないかと折々に振り返りができること。

- 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。
- 虐待につながる不適切なケアとみられる言動について、職員同士で注意ができるような職場作りに努めること。
- 虐待(の疑い)を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行なうとともに、責任者に速やかに報告すること。
- 職場内の虐待に係る言動等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つこと。

7、本指針の閲覧

本指針は利用者や家族等の求めに応じていつでも閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページでも公表する。

附則 本指針は 2023 年 3 月 1 日より施行する。